

関東大震災直後の軍隊と警察

―戒厳令施行に関する一考察―

植山 淳

一 はじめに

一九三六年二月二六日、いわゆる「二・二六事件」の時、関東大震災以来一三年ぶりの戒厳令施行を決定する閣議において、戒厳令発動を強く主張した参謀次長杉山元らに対して、内務大臣・内閣総理大臣臨時代理後藤文夫、法務大臣小原直、文部大臣川崎卓吉、通信大臣望月圭介、鉄道大臣内田信也、商務大臣町田忠治らは強硬に反対したという(1)。

実際には、この様な反対にもかかわらず、戒厳令は施行されたが、その際、陸軍省・参謀本部・東京警備司令部などにおける事前の戒厳令研究が「非常に参考と」され、「手際よく事件への対応が運んだ」(2)とある。

ここには、関東大震災時の戒厳令施行が、大きな歴史的経験として意識されていることが明らかだろう。本稿では、関東大震災時の戒厳令施行に際しての実際を、丹念に見てみることによって、戒厳令の歴史の意味を改めて明らかにしてみたい(3)。

大江の研究においては、戒厳令施行によって「行政権の恣意的な乱用の可能性が高」くなる点が指摘されている(4)。確かに「軍隊」とは国家の暴力機構であり、それゆえ本格的に内務行政権限が軍隊に移行されれば、当然「行政権の恣意的乱用の可能性」が高まることは想像に難くない。とりわけ朝鮮人暴動などという噂が広がり、首都の治安維持に重大な危機をもたらした関東大震災時の状況下において、軍隊が治安を担った、という状況は、大変憂慮すべきものであったろう。

しかし神戸震災に対する応急対策についてを問題にするまでもな

く、関東大震災のような突然の大災害に際して、最初になによりも重要なことは救護と治安維持であることはいうまでもない。これに対し、国家は、法的に許される範囲内で、出来る限りのことをすることが求められるだろう。とすれば、戒厳令という手段が、憲法上許されている以上、実施不可避なものだったと考えることも出来る。実際、戒厳令が施行されたことよって効果的であった諸対策もあつたかもしれない。戒厳令という非民主的施策ゆえに、施行そのものが「悪」であるという評価は、筆者には必ずしも了解できるものではない。

このためには同時に、関東大震災に対して、政府がどういう緊急対策を行ったかを詳細に見ることが必要となる。明治以来の日本政治をリードしてきた原敬と山県有朋を相次いで失った上、ちょうど直前の八月二四日、首相加藤友三郎が死去し、翌日、外相内田康哉が臨時総理大臣に就任。それも翌日には辞表提出という、日本政府に全くリーダーシップの無い状況下で起こった関東大震災(5)であるが、これに対して「地震内閣」と称された第二次山本権兵衛内閣初期の震災対策実施状況を見ていこうとするものである(6)。ただし小稿において関東大震災時の政府の対策全般を検討することは私の能力を超えている。それゆえ、小稿では、震災直後の警備・治安対策にしばって検討していくこととする(7)。

なおこの際、視角を設定する上で、冒頭にとりあげた「二・二六事件」の際の内務大臣後藤文夫をはじめとする閣僚が強硬に反対したという事実である。この問題について大江志乃夫の研究ではとりあげられていないが、このことから「二・二六事件」に際して、政府が戒厳令施行に対して一枚岩ではなかった事を示すとともに、

関東大震災時の戒厳令施行が、少なくとも後藤文夫という、関東大震災時の内務省警保局長―内務省の治安対策総責任者―にとつて、必ずしも成功したとは考えられていなかったことを示すのではなからうか(8)。そしてさらに「二・二六事件」の際の、後藤の軍隊に対する強硬な反対からは、戒厳令が施行されたことによつて国内治安維持における軍隊の力が上昇し、その分、警察(内務省)権力の力が相対的に縮小・低下したことに對するいらだちがあつたのではなからうか。このことから本稿では、特に軍隊と警察との、治安維持上の協力・競合關係にスポットを当てて考えてみたい。これにより震災対策を通して内務省から軍隊への国家権力内の権限移譲という問題に迫つてみたい。

二 臨時震災救護事務局の動き

新内閣が成立した九月二日、政府は罹災者救護のための中央機関として臨時震災救護事務局を設置した。この組織は総裁こそ内閣総理大臣山本権兵衛がつとめたが、副総裁に内務大臣後藤新平が就任し、参与は当初、内務、大蔵、陸軍、通信、農商務、鉄道各省の次官、社会局長官、警視総監、東京府知事、東京市長があてられ、また委員として三三人が選任されたが、うち一二人が内務官僚(9)であり(その他は内閣一、大蔵一、陸軍三、海軍五、農商務省五、通信四、鉄道二)、五日には、さらに東京市内五ヶ所に食料部・材料部の出張所が置かれたが、その主任はすべて内務官僚となるなど、臨時震災救護事務局は、そのもの自体、内務省主導の組織ということができる。

臨時震災救護事務局は、二日中には上記の参与及び委員による会議が内務大臣官邸前の芝生で行われ、「治安の維持は陸海軍警察相協力して之に当たること」が確認されるとともに、罹災民救護のための国費支弁、地方長官による食料品などの徴発・配給および輸送車両等の徴発・確保、罹災民運搬のため鉄道省の無賃運転実施、生

活物資の暴利取締、食料・薪炭などの大蔵、宮内省などからの払い下げ、赤十字社、済生会などによる医療・救済の督促、さらに治安維持対策として「政府による新聞(震災彙報)の発行」などを決め、総員五〇〇名(のち増員)の体制で、総務、食料、材料、交通、衛生医療、義捐、情報、飲料水、収用設備、警備、会計経理の一一部に分けて設置されることとした。四日には、横浜に、臨時震災救護事務局神奈川支部もおかれ、こちらも本部の組織に倣い、一一部が設置されていた(10)。また七日には、府県理事官を、現職のまま、臨時震災救護事務局事務官とし、府県との連絡をはかった。

以後、大臣以下、参与・委員を中心として、連日会議が開かれ、関東戒厳司令部をはじめ、諸官省との連絡をとりながら、東京府、東京市、警視庁、神奈川県、横浜市その他罹災地および全国道府県を指揮した。この参与・委員レベル(総務部レベル)等での横の連絡体制は、縦割りの行政組織を考えた時、かなり充実したものといえるだろう。

ただし参与・委員を中心とした連日の会議によつて横の連絡体制が確保されたという意味においては、最重要ともいふべき関東戒厳司令部との連絡・情報交換に関しては不十分といわざるを得ないだろう。それは一五日になつて、ようやく臨時震災救護事務局委員として関東戒厳司令部参謀長阿部信行少将が任命されたほかは、参与レベル以上、すなわち関東戒厳司令官福田雅太郎大将およびその後任、山梨半造大将(九月二〇日交替)が臨時震災救護事務局参与とはならず、また委員およびその下のレベルにも、隷下の近衛・第一師団長(東京北・南警備隊長)や、戒厳司令部宣伝部長・渡辺錠太郎少将、佐官クラスで構成される戒厳司令部参謀主任など(11)が、全く任命されていないことから明らかである。

臨時震災救護事務局警備部では、警備部委員として後藤警保局長、陸軍軍務局長畑英太郎、海軍軍務局長大角岑生、外務省情報局長広田弘毅、司法省刑事局長林頼三郎、憲兵司令官小泉六一、内務監察官松井茂、阿部関東戒厳司令部参謀長、検事小山松吉、陸軍省法務

局長松本慶次郎、海軍省法務局長内田重成が任命され、庶務係（警備事務一般に関する立案審査及渉外事項）、文書係（文書の発送、收受、整理及奉告に関する事項）、高等警察係（朝鮮人取締及其他特別高等警察）、警備材料係（諸官庁用ガソリンの配給及警備用自動車）、特別宣伝係（警備上有用なる宣伝事務）、出版係（出版警察事項）、刑事係（刑事警察）、陸軍係、海軍係といった係が設置されていた。しかしこの分係を見ても分かるとおり、実際には陸軍係、海軍係以外は、内務省警保局の業務そのものであり、実際の警備体制に関しては、臨時震災救護事務局としての活動というよりも、内務省と陸海軍はそれぞれ別個に動いていたと考えられる。

ただしこの際、指摘しておかなければならない点として、三日から前記の警備部委員及び警備部内の事務官による協議会が毎日行われたことである。さらに九日以後は、警備部内に特別協議会も開かれ、前記のほか、警保局はもとより、戒厳司令部、陸軍省、海軍省、司法省、検事局、警視庁の幹部職員が出席し情報交換が行われたとある。

この協議会において、戒厳司令部からはどういう人物が出席し、日々どのような議論がなされたかは、管見の限りではわからない⁽¹²⁾。ただしひとつだけ、この協議会で話し合われた内容の一端が伺えることがある。それはこの時乱立した自警団の取り締まりに関するものである。

震災直後、消火、警防、罹災者救護などにあつた各地の消防組、在郷軍人会員、青年団員等は、朝鮮人暴動の噂などのため、各地で自警団を組織したが、中には朝鮮人虐殺といった常軌を逸した行動をとる者も出た⁽¹³⁾。これに対し、四日朝の警備部打合会で、臨時震災救護事務局、戒厳司令部、警視庁、憲兵司令部の幹部が話し合い、一、自警団は警察と軍隊において指揮監督下におき、掌握すること。二、自警団の行動は自家付近の盗難・火災警防に限り、通行人の検問・誰何などは禁止とすること。三、自警団の武器携帯は禁止とすること。四、自警団は廃止させるように懇諭し、なるべく早

く廃止させること、と決定した。なお、この方針は、三日の段階で、警視庁が出した左記の公告と一致する。

昨日来、一部不逞鮮人の盲動ありたるも、今や厳密なる警戒に依り、其の跡を絶ち、鮮人の大部分は、順良にして、何ら兇行を演ずる者無之に付、濫りに之を迫害し、暴行を加ふる等無之様、注意せられ度、又不穩の点ありと認むる場合は、速に軍隊警察官に通告せられ度し。

そして、この会議の後、関東戒厳司令部は、自警団等に対して「最奇警備部隊、憲兵、又は警察官に届出でその指示を受く」ととし、さらに「通行人に対する誰何検問は軍隊憲兵及び警察官に限」と、この会議を受けた命令（第二号）を発している。このことから、この自警団対策の方針は警視庁（内務省）主導で決定されたと考えることが可能であろう。

これを受け、九月五日には、東京市内四ヶ所、横浜市内一ヶ所に検問所を設置し⁽¹⁴⁾、ここには軍隊と警察官が共に配されることとなっている。

三 内務省警保局ならびに警視庁の動き

次に内務省警保局の直接的な活動を見ておこう。警保局では震災直後から震災被害状況を調査しており、二日の初閣議の際には後藤局長、警保局警務課長大塚惟精の両名が被害状況報告を行っている。つづいて後藤は、群馬、栃木、茨城、千葉の各諸県警察へ警視庁及び神奈川県警の応援のため警察官の急派を電命し、さらに広域に応援を命じた。それにより九月一日の時点で、警視庁に九八五名（ただし三日に到着した千葉県からの応援人員一〇〇名は九日に帰庁）、神奈川県に四四三名の警察官が応援にあつた。このことは、これら大応援部隊を有効に活用する必要が生じ、彼等の指揮監督のため、一二日、勅令第四一三号を以て、臨時職員として警視庁に警視五名、警部二〇名、神奈川県に警視二名、警部八名を増員するこ

ととした(15)。

そもそも警保局長は内務次官、警視總監と共に内務省三長官または内務省三役ともいわれ、内閣交替と共に異動することが一般的であった。それゆえ九月二日の新内閣誕生によって、内務次官井上孝哉、警視總監赤池濃が、三日後の五日には異動したにもかかわらず、警保局長のみ一〇月中旬まで異動されなかったことは、震災という非常時の際の業務の継続性をはかったものといえ、震災時の治安対策上において、後藤の重要性を指摘せざるを得まい(16)。

それにもかかわらず、二日の閣議以後の警保局自体の業務としては見るべきものは無かったことは、上述のように臨時震災救護事務局が、警保局組織をそのまま呑み込む形で形成されていたことによると考えられよう。そして警保局長は、実際上は臨時震災救護事務局において中心的な役割を担ったであろうが、形式上はあくまで臨時震災救護事務局の一委員としての地位であった。

つづいて警視庁の直接的な活動を見ておこう。この際、戦前期は消防組織も警察管下にあったことを考慮しておく必要がある。消防組織は、震災直後から市内各地で活動するが、水道が止まり、近世以来の破壊消火が最後の手段となったが、破壊のための道具不足や技術的問題、さらには破壊された家への損害賠償問題、破壊非破壊の決定権・判断権などの問題から、十分には実施できず(17)、消防隊は多数の殉死者を出すも効果的な消火活動は行えなかった。そのため警視庁自体も、警視庁本庁舎をはじめ二五の警察署、二五四の派出所・駐在所が全焼するなど大きな被害を受け、警察官の殉職者九三名を出していた。

警視庁でも、震災直後から庁内外の警戒救護に従事すると同時に、自動車を徴発して管内の状況を視察させるとともに、午後二時頃には警視庁庁舎が炎上するに及び、府立第一中学校を借用して、ここを警視庁仮事務所とした。その上で警視總監を司令長とし、警戒班(警務部長が班長)、偵察班(刑事部長が班長)、特別諜報班(官房主事が班長)、給与班(保安部長が班長)、救護班(衛生部長が班長)、

消防班(消防部長が班長) からの臨時警戒本部を設置した。さらに前記衛生班衛生部長を中心とする救護本部を設置した。

あわせて、一日の段階で、赤池濃警視總監により近衛師団長に対し出兵要請を行った。

警戒救護の為、相当兵員御派遣相成度、此段及要求候也。(18)

このことは大正二年六月勅令第一四九号の「警視庁官制」において第四条の二として、

警視總監は、非常急変の場合に臨み兵力を要し、又は警護の為兵備を要するときは、東京衛戍総督又は師団長に移牒し、出兵を請求することを得。

とあり、法的に問題のあるものではない。これについては後藤警保局長も賛意を示したことは後藤自身がのちに認めている。

さらに陸軍電信隊指揮官に交渉して陸軍省と警視庁仮本部間に軍用電話を架設してもらい、これを使って各警察署に対して全署員を三部に分け、二部を勤務させ、一部を休ませるといふ、緊急時の警備体制をとるように命じた。

二日の段階で、不逞鮮人の暴動といった流言もあったことから、朝鮮人数名を検挙。午後五時の段階で、各署に「不逞者取締に関する件」として、

災害時に乘し放火其他凶暴なる行動に出づるもの無きを保せず、現に淀橋大塚等に於て検挙したる向あり、就ては此際之等不逞者に対する取締を厳にして警戒上違算なきを期せらるべし。

という通牒を發した。この通牒こそ不逞鮮人暴動の流言が大きく広がったひとつの理由であろう(19)。実際この通牒を受け、二日中に各警察署から二〇〇名以上に及ぶ朝鮮人が連行され、警視庁ではその扱いに苦慮し、東京地方裁判所区裁判所構内及び市ヶ谷刑務所の二ヶ所を借用して収監している(20)。しかし取調を進めるうち、その日のうちには鮮人暴動といった情報が、完全な誤報・デマであることを知り、三日から鮮人保護という方向に転化することになる。

二日の戒厳令施行ならびに臨時震災救護事務局の設置に伴い、監視総監は、その権限中、一部は戒厳司令官の指揮を受けることとなり、同時に臨時震災救護事務局参与として活動することとなった。また警備業務に関しては、上述のように救護事務局警備部の協議会が連日開催され、ここには警視庁からも主任級が出席したという。この協議会への警視庁からの出席者は確認できないが、基本的には臨時警戒本部の各班長などが出席したと思われる。(もちろん、監視総監が自ら出席することもあったかもしれない。)姜徳相の前掲書に、特別諜報班班長で警視庁官房主事(21)の正力松太郎が、戒厳司令部参謀森五六と話す場面が紹介されているが(22)、彼等が協議会の場で顔を合わせていた可能性は高いだろう。

五日には、上述のように警視総監が赤池濃から湯浅倉平に交替すると、湯浅は、検問所の設置を行うとともに、あらためて自警団に対する取締を強化するための達を出している(23)。

四 陸軍の行動

次に陸軍の行動を見ていこう。既述のことも少なくないが、再掲をおそれず考えてみたい。九月一日、地震発生直後、陸軍省は参謀本部と協議し、直ちに軍隊を出動させることを決断。警備・救護に活動する方針を決め、東京近郊の諸隊を東京衛戍司令官の隷下に入らせた。これが前述の赤池警視総監の出兵依頼とどう係わるのかはわからない。これを受けて、東京衛戍司令官代理・石光真臣第一師団長は、東京にある近衛・第一師団の警備区域を指示し、甲武線(現中央線)―新宿―四谷見附―赤坂見附―虎ノ門―日比谷公園―憲兵司令部―永代橋―両国橋―両国停車場―総武線の北部を近衛師団、南部は第一師団の管轄とした。ただし近衛歩兵第一連隊など隷下部隊の多くは戦闘射撃訓練のため下志津廠舎(下志津野戦砲兵学校)へ出張中(24)ということもあり、本来の東京衛戍司令官たる近衛師団長・森岡守成も東京を離れているなど、まずは師団の集結が

はからなければならなかった。

二日、地方兵力の招致をはかるとともに、勅令第三九八号、三九九号の発令により、東京市、荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡に戒厳令第九条および第一四条を施行。司令官の職務は東京衛戍司令官がこれを行うものとした。なお二日中に、横浜の被害が東京へも伝えられ、同日、習志野から急遽帰京した騎兵一連隊を横浜に急行させている。

この際、集結した軍隊は実弾を装備していたことから、陸軍の行動は治安維持というよりも、朝鮮人を敵と見なし、その虐殺が目的だったとする議論があるが(25)、衛戍勤務令には、対敵行動以外に於ける兵器使用を認めており、それ故出動にあたって実弾の武装は避けられず、このこと自体には違法性はなかったといえる。ただし武装した大部隊が東京に集結することで、朝鮮人差別に根づいた悪質なデマに、さらなる信憑性を与え、虐殺事件に繋がったであろうことは想像に難くない。

三日には勅令第四〇〇号として関東戒厳司令部条例が出され、東京衛戍司令官が指揮を執るのはこの二日間だけだが、この間、衛戍司令官は訓令を出している。

罹災せる一般官民に対しては、懇に救護に従事すべし。

万一、此の災害に乗じ、非行を敢てし、治安秩序を紊るが如きものあるときは、之を制止し、若し之に応ぜざるものあるときは、警告を与へたる後、兵器を用ふることを得。(26)

ここで戒厳の目的が、救護と治安維持にあることを明確にしている。三日、関東戒厳司令部条例が公布され、陸軍大将福田雅太郎が司令官(参謀長阿部信行少将)に任命された。この措置は、前日二日に地方兵力の招致を決定した段階で、招致部隊をすべて東京衛戍司令官の指揮下にいれることは不可能であり、避けられない措置だったといえよう。

これと同時に、勅令第四〇一号により、東京府、神奈川県全域が戒厳令施行範囲となった(27)。ただし横須賀市、三浦郡だけは横須

賀鎮守府司令官管轄、すなわち海軍の管理下にはいることとなった。ではここで、関東戒厳司令部の考え方をみておこう。三日、福田雅太郎戒厳司令官が発した告諭には、

今般、勅令第四〇一号戒厳令を以て、本職に関東地方の治安を維持するの権を委せられたり。本職隷下の軍隊、及び諸機関（在京部隊の外、各地方より招致せられたるもの）は全力を尽して警備、救護、救恤に従事しつつあるも、此際地方諸団体及び一般人士も、亦、極力自衛協同の実を發揮して、災害の防止に努められんことを望む。

として、基本的任務が「治安維持」にあることを明言している。

実際の戒厳司令部の施策であるが、その最初、告諭と同時に出示された戒厳司令官命令第一号において、戒厳司令部は、戒厳軍隊区分さえ明らかにする前に、警視總監、関係地方長官及警察官等との関係を示している。ここでは最初に「警視總監、関係地方長官および警察官、並郵便局長、及電信局長は、勅令第四〇一号施行地域内に於て、本司令官の管掌の下に、左の諸勤務を施行すべし。」として、「時勢に妨害ありと認める」集会、新聞、雑誌、広告の停止、兵器類の押収、船舶・物品検査、検問・立入規制、家屋や船舶への立入検査、寄留者への退去命令などを行わせることとし、郵便局長、電信局長へは「危険」郵便電信の開帳を行わせることとした。これはまさに戒厳令第一四条の内容そのものであるといえよう。

戒厳司令官命令第二号は、翌四日になるが、ここで、すでに述べた、自警団等に対する「最寄警備部隊、憲兵、又は警察官に届出でその指示を受く」こと、「誰何検問は軍隊、憲兵及び警察官に限」ることを指示した。

四日には、戒厳司令官命令第三号、第四号および第五号が出され、ようやく戒厳軍隊の配置及び任務が決定される。とはいえ、もちろんこれは、基本的には現状の配置・任務を、戒厳司令部としてあらためて位置付けたというもので、東京北警備隊には近衛師団を中心とする部隊、東京南警備隊は第一師団を中心とする部隊が配され、

森岡、石光両中将がそれぞれの警備隊司令官となった。三浦郡・横須賀市を除く相模川以東の神奈川県下は、歩兵第二旅団を中心とする神奈川警備隊（司令官・奥平俊蔵少将）が置かれた。

陸軍の具体的な活動については、戒厳司令部が九月五日以降発行した「戒厳司令部情報」（二四号まで発行、その後「陸軍情報」として継続）、さらに行動をまとめた「関東戒厳司令部詳報」があり、ここから理解することが出来る⁽²⁸⁾。さらに「現代史資料六 関東大震災と朝鮮人」所収の「近衛・第一師団勲功具状」⁽²⁹⁾からは、表彰を受けた個人からだけという限定はあるものの、戒厳部隊参加将兵の目からの状況についても見る事が出来る。

五 戒厳令施行と軍隊・警察

この軍隊の行動と関連して、「現代史資料 関東大震災と朝鮮人」には、付録として「警備当途軍の所見」と題された二つの史料が掲載されている。これは「東京震災録 後輯」からの採録史料で、震災から得た教訓を近衛師団、第一師団が、それぞれの立場からまとめたものであるが、ここには関東大震災を通じ、軍隊の行動の実態とあわせて、実際の警備業務の中で、警察との関係をどう感じていたか、さらに戒厳令を経験して、どう総括したかを見ることが出来る。もちろん本史料は、軍隊からの一方的な「所見」であり、警察の実態を示すものとはいえないかもしれない。しかし軍隊と警察の関係を考えるという本稿の企図からは、非常に重要な史料であり、ここで詳細に検討しておこう。

軍隊側からの史料を見る限り、必ずしも軍隊と警察との協力関係は、順調ではなく、警察に対する強烈な不信感が見て取れる。それは例えば第一師団の報告に、

警察側より、軍隊に向ひ、積極的に連携し協同せんとする傾向殆んどなく……特に戒厳初期に於て、軍隊は警察力の無力となりしを回復せしむることに直接間接、大に努力したるにも拘わら

ず、警察側が、人民が軍隊に信頼するの厚きを見て、軍隊が警察を圧迫するが如き言動を弄し、軍隊に反感を抱く者多きは遺憾とする所なり。

とあり、協力関係とはいいなながら、警察の軍隊に対する非協力的な姿勢に対する強い不満が見られる。その一方で、

警察官憲の行動著しく退嬰に陥り、行政、司法を挙げて、軍隊に委任せんとする傾向を生じ、当然警察に於て行ふべき事次に至るまで、軍隊の指揮を仰ぐ如き状況なりき。加之、初期に於ける警備軍隊の配置は、概して警察官憲との連携、比較的密ならざりし為、相互の協力に欠ける所尠ならず。

ともあり、非協力的でありながら、軍隊に依存しようとする警察の姿勢を批判する。さらにこの警察への不信心は、近衛師団をして、今次の震災に際し、流言蜚語が、到る所に針小棒大に宣伝せられ、市民の、狼狽、混乱、極度に達するや、幾多の地方、自警団、警察官の活動を見るに至りしも、彼等は全く秩序なく、教養たらざりに反し、一度、軍隊の出動するや、一糸紊れず、毅然として軍律の許に行動し、忽ち鎮定、治安の実を挙ぐるを得たり。

と、自警団などの活動と同列に警察活動を論じるほどである。そして、このような警察の状況は、

警察権を軍隊に於いて保護するは極めて緊要時たり。軍隊にして、警察権を軽視するの行動に出ずる時は、民衆は益々警察権に信頼することなく、治安上、甚だ不良の結果を醸成するものなり。

と、民衆の警察に対する不信心を増幅させることにつながり、逆に警察権力に対して、軍隊が介入することを、自ら制御しようとする議論までが提示されている。

こういう状況に対し、当然、軍隊と警察が協力して治安維持に当たるといふ、この時の戒厳令のあり方そのものに批判が出されてくることが、容易に理解できよう。

第一師団においては、

特に今回の戒厳令執行に関し、実務上甚しく不便に感ぜしは、警察官と軍部とが、併列、職務を執行せし点なりとす。之が為、戒厳司令官は自己の意図の如く、警察官を運用すること能はず、相互の連繫に依り警備を実施せざるべからず、然るに今回の経験に依るに、相互の連繫は甚だ困難にして、徹底せざるものあり。

といい、さらに戒厳令の施行そのものについて、憲法一四條、すなわち「天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス」(第一項)「戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」(第二項)による「真の戒嚴」³⁰ではなく、第八條第一項、すなわち「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避ケル為緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス」による「行政戒嚴」となったことを非難し、

多数の戒嚴軍隊は、単に警察機関の補助に服したるに過ぎず、しかも地方警察、戒嚴司令官の隷下に入るべくしてその命令の履行、確実を欠きたること例尠なしとせず。

之を要するに、今次の戒嚴は、その公布の形式に於て、又実質に於て、名実相伴はざるは、戒嚴に服する軍隊の履行上、不利不便多かりき。：今回の如き非常に際しては、戒嚴令施行に当たりては、戒嚴司令官は治安維持の任務に任ずるのみに止まらず、尚、救護補給の業務をも行はしめざるべからず。之が為、非常徴発令の如きは、宜しく戒嚴司令官の権限に属し、各省の当事者に、その業務を施行せしめざれば、今次の如き不統一、不敏活の行動に陥り、機宜に適せる処置に出づる事能はざるべし。

と、この時の戒嚴令そのものありようによりまで議論は及ぶこととなる。

ただし一方で、軍隊としての自らへの反省もないわけではない。上記、戒嚴令への疑問から、

幹部には、平常よりの、戒嚴令に関する教育を実施し置く必要

あり。(第一師団)

幹部としては、将来、地方一般と接触すべき場合、更に多かるべきを顧慮し、一層平時より常識養成を奨励し、殊に戒厳に係する諸法理、行政警察権を一般に通曉せしむるを要す。(近衛師団)

と述べ、軍隊幹部は、戒厳令等に関する法的知識を備えておく必要が提唱されている。また上記、近衛師団の議論にも見られるように「社会常識」の欠如ということが指摘されていることも重要である。この「社会常識」の欠如ということが、実際の軍隊の治安維持活動のどのような場面で、どのような問題を惹起したのか把握できないが、このことは第一師団の議論にも、

今後の出動の跡を見るに、任務達成上、将来各級幹部に、治安に関する法規、及び社会組織上の必要なる常識乏しかりし為、結果の努力にともなはざるものあるを散見せり。将来、此の種常識の養成に注意するを要す。

とある。

しかし、総じて、関東大震災時の軍隊の行動については、今回の事変に際し現はしたる軍隊の献身的活動は、市民をして非常なる感謝と信望を与へしめたることは事実にして、彼等をして軍隊の真価を体得し、平戦両時、その存立の有意義なることを充分納得せしめたり。

と大きな評価をした上、「陸軍当局は、此の好機会を逸することなく：国防、及び軍事思想の普及をなすを要す」とした。一方、軍人たちが自身にとっても、

是等の実証を親しく目撃、経験したる軍隊将士は、誰も軍隊の真に国家の中堅にして、軍紀は軍隊成立の大本たるべき意義を、深く肝胆自覚したるを以て：(近衛師団)

とし、軍隊こそ「国家の中堅」たらねばならないという意識が認められることは注目に値する。

六 おわりに

以上、臨時震災救護事務局、内務省警保局、警視庁、陸軍(関東戒厳司令部)のそれぞれの震災直後、約一週間前後の期間の動きを見てきた。もちろん震災直後、その対策に動いたのは、上記の組織ばかりではない。東京府、神奈川県、東京市、横浜市をはじめとする地方団体もそれぞれ警備・救護の事務を担ったし、海軍に至っては、横須賀市及び三浦郡域においては、戒厳司令官の職務を横須賀鎮守府司令長官海軍大将野間口兼雄が執るなど中心的な活動を担ったといわなければなるまい。さらに農商務省、鉄道省などの中央省庁も、これらの業務に協力するとともに、それぞれの立場から震災対策にかかわったことはいまでもない。その上、戒厳令は、結局、一月一日に戒厳解除となるまで続いており、震災直後の内務省と陸軍だけを捉えて、戒厳令施行の問題点を考えるという、この試み自体、無理がないとは言えない。しかし一方で、震災直後の応急的な対応にこそ、戒厳令の本質があると考えられるし、内務省と陸軍の対応こそ、政府の緊急対策のほほすべてが示されているということもできよう。本稿の分析から、ほほその問題点は、見えてきているはずである。

本稿の分析を通じて、関東大震災時の戒厳令施行において、少なくとも治安維持の現場では、必ずしも警察権限の停止や縮小を意味したのではなかったことが理解できただろう。とりわけ、軍隊からの警察に対する不信任は、戒厳令下とはいえ、実際の治安維持・警備業務においては、あくまで警察を中心とするものであり、軍隊の活動は限定されていること、それに対する「歯痒さ」によるものともいえよう。それは本来の警察権限はそのまま、それを強化・補完する目的で、同等の権能を警備部隊および憲兵、すなわち軍隊にも持たせたことであり、その横の連絡強化⁽³¹⁾の必要から臨時震災救護事務局は設置されたということもできよう。

とはいえいったん戒厳令が施行された以上、治安維持・警備のた

めの警察権限は、形式上は憲兵司令官の管掌下におかれ、内務省の内務行政全般に対する指導力は縮小されていることは否定できない。それは現場を持たない警保局・警保局長の立場に端的に顕れている。本来、警視總監と共に、治安維持の中心なるはずの警保局長は、臨時震災救護事務局の一委員としての立場にとどまることとなった⁽³²⁾。このことが、「はじめに」で述べた「二・二六事件」の際の後藤文夫内務大臣・内閣総理大臣臨時代理の、戒厳令施行への反対の一つの前提となつたろう。

それともうひとつ、関東大震災時の戒厳令施行の中で、「警備当途軍の所見」の分析で見られた、軍隊内の警察に対する決定的なまでの不信任感、軍隊こそが「国家の中堅」たらねばならないという発想、さらには「国防、及び軍事思想の普及」の「好機会」と捉える考え方、こういった軍隊内部の新しい情況の誕生を間近で見た後藤にとって、「二・二六事件」の際の戒厳令施行に対しては、強硬な反対につながつたであろうことは想像に難くない。ただしこれ以上は、本稿の課題を大きく超えたものであり、この問題は別に分析する必要があろう。

(1) 松村謙三『町田忠治翁伝』昭和二五年、三〇〇頁。

(2) 片倉衷『片倉参謀の証言 反乱と鎮圧』昭和五六年刊、三五頁。香椎研一編『香椎戒厳司令官 秘録二・二六事件』昭和五五年刊、一七、一八頁参照。

(3) 戒厳令の研究としては、古くは藤田嗣雄『軍隊と自由』(河出書房、一九五三年)が、国際比較の中で日本の戒厳令を位置付けるといふ研究を行っている。しかし近年の研究を踏まえた大江志乃夫『戒厳令』(昭和五三年、岩波新書)こそ、現在の戒厳令研究の出発点となつている。本稿でもこの研究に多くの示唆を受けている。

(4) 大江前掲書、一一二頁。

(5) 『日本内閣史録』二(第一法規、昭和五六年)、四一九頁。

(6) 関東大震災に関する従来の研究については、松尾章一「関東大震災史研究の成果と課題」『関東大震災政府陸海軍関係史料(全三巻)』(日本経済評論社、一九九七年)があり、近年までの研究史を概括している。しかし筆者には、関東大震災史研究はより広がりを持ち得るもので、姜徳相らを中心とする朝鮮人虐殺との関わりからの研究だけではなく、持田信樹氏などをはじめとする後藤新平の復興計画論との関係から都市計画の契機としての研究、一九二〇年代論として捉える研究など幅広い研究が可能であり、また実際研究されてきていると考えている。しかしこれらの研究は相互に連関性を持たず、両極端に流れ、実際の震災直後の治安維持など、行政の具体的な活動に関する検討は不十分なのではないかと考えている。

(7) 関東大震災に関する資料としては、『現代史資料六 関東大震災と朝鮮人』(みすず書房、一九六三年)、『関東大震災朝鮮人虐殺』(緑陰書房、一九九一年)及び前掲『関東大震災政府陸海軍関係史料(全三巻)』などがある。前二者については、多く東京市編纂『東京震災録』前中後輯、別輯(大正一五年)からの採録史料を中心とし、後者は国立公文書館並びに法政大学図書館の所蔵史料(松室文書)が中心となつている。本稿では、主にこれらの史料集、特に『東京震災録』を多く用いた。なお本書は頁数が内容毎に付されており、通頁が付されていないため頁数は注記しない。

(8) 姜徳相『関東大震災』(中公新書、一九七五年)一五頁、によれば、震災直後の後藤は、後年、赤池濃警視總監の建言を入れ、戒厳令施行に賛成したことを認めている。

(9) 東京市役所『東京震災録』前輯。九月二日付で内務省からは神社、地方、警保、土木、衛生、計画の各局長、内務監察官二名、社会局の第一、第二、健康保険の各部長および内務書記官一名が委員に任じられている。

- (10) 臨時震災救護事務局神奈川県支部については、伊東富昭「臨時震災救護事務局神奈川県支部についての一考察」『京浜歴科研年報』第一三三号、一九九九年がある。
- (11) この戒厳司令部参謀には、警備参謀として板垣征四郎中佐、下村定少佐など、宣伝部情報参謀に岡村寧次中佐など、後に名をなす有能な軍人が配されている。また横浜配給部には永田鉄山中佐の名も見える。『東京震災録』前輯。
- (12) まさにこの「協議会」こそ、本稿の視点からは最も重要なものであり、本来は、先ほど国立公文書館で公開された内務省警保局関係文書の利用が欠かせないものであった。本稿の計画も、当初はこの史料利用を企図したものであったが、この小稿の準備段階では利用することができなかった。
- (13) 姜徳相前掲書など参照。
- (14) 内務省社会局編『大正震災志』下（大正一五年）、一七頁。
- (15) 震災直前の大正一二年四月一日、警視庁官制改正により職員定数の減員が行われ、専任警視は五四名、警部は一五二名となっていた。
- (16) 『内務省史』第二巻、昭和四五年、六一一頁。なお九月五日の赤池警視総監の転任を、震災直後の対応のまずさ故の更迭と捉える向きもあるが、警視総監は、百瀬孝『事典 昭和戦前期の日本』（吉川弘文館、平成二年）での指摘にもあるように明治末年までは閣議に列するほどの地位と位置付けられており（『原敬日記』明治四四年九月四日条）、内閣交替と共に異動することは決して特別なことではない。筆者は、逆に異動しなかった後藤警保局長にこそ、注目すべき点があると考ええる。
- (17) 鈴木淳『町火消たちの近代』吉川弘文館、一九九九年刊、一七四頁。なお本書では道具不足や技術的問題は指摘されているが、損害賠償問題、破壊決定権問題といった法的側面には言及していない。ただし『東京震災録』からは、これらが
- 消防隊を苦しめた様子が読みとれる。
- (18) 『東京震災録』中輯。
- (19) 姜徳相前掲書においては、警視庁こそ朝鮮人暴動流言の発生源だと断じている。
- (20) 『東京震災録』中輯。
- (21) 大正二年の六月一三日制定の警視庁官制では、このポストは、警務部長の上位に位置し、警視総監に次ぐ警視庁のナンバー二のポストである。
- (22) 姜徳相前掲書、九四頁。
- (23) 湯浅倉平の警視総監時代の回想は、東京市政調査会編『帝都復興秘録』昭和五年、三九五頁に掲載されている。
- (24) 近歩一連隊史刊行委員会編『近衛歩兵第一連隊歴史』上巻、昭和六一年、二七八頁。
- (25) 姜徳相前掲書にも、こういった理解が見られる。
- (26) 『現代史資料6 関東大震災と朝鮮人』一〇〇頁。
- (27) さらに九月四日、勅令第四〇二号で管轄範囲は埼玉県、千葉県をも含むこととなる。
- (28) 前掲『関東大震災政府陸海軍関係史料』第一巻および第二巻に所収されている。
- (29) 同書二二八頁以下参照。なお本史料は『東京震災録』別輯、八五八頁以下より採られたもの。
- (30) ただし史料では、史料作成者の憲法理解に齟齬がある。
- (31) この横の連絡は、何も軍部との関係に限られたことではなく、他省庁との関係もあつただろう。
- (32) もちろん実態としては、警保局長が臨時震災救護事務局の単なる一委員ではありえなかったことは上述の通りだが、形式上とはいえ、一委員という立場となったことは、何よりも内務省にとつて、大きな衝撃となつたと思われる。